

障害者への自転車等駐車場の駐車料金に関する減免について

1 対象者

次の各号に掲げる者が、駐車場を一時利用及び登録利用する場合には、広島市自転車等駐車場条例（昭和 60 年広島市条例 36 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、駐車料金を減免することとし、減免する額は、一時利用は免除、登録利用は半額とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 知的障害者に係る療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 減免方法

駐車料金の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる手帳を係員に提示しなければならない。ただし、登録利用の場合に駐車料金の減免を受けようとするときは、当該手帳の提示に加えて所定の申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者 身体障害者手帳
- (2) 第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる者 療育手帳
- (3) 第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる者 精神障害者保健福祉手帳